

## 議案第21号

# 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日（火）  
市民部 戸籍住民課

「戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）」が、令和6年3月1日施行され、新たに国が構築した戸籍情報連携システムを活用して、戸籍謄本の広域交付等が、全国の市区町村で可能となる。

これに伴い、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について金額を示した「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）」が改正されたため、それに合わせて「大津市手数料条例」の一部を改正する。

## 主な改正点

- 1 戸籍謄本等の広域交付  
(条例別表第9項第1号及び第2号)
- 2 電子化された届書等の証明書交付・閲覧  
(条例別表第9項第5号及び第6号)
- 3 戸籍の記録事項を識別するための符号の発行  
(条例別表第9項第7号及び第8号)

## 1 戸籍謄本等の広域交付（条例別表第9項第1号及び第2号）

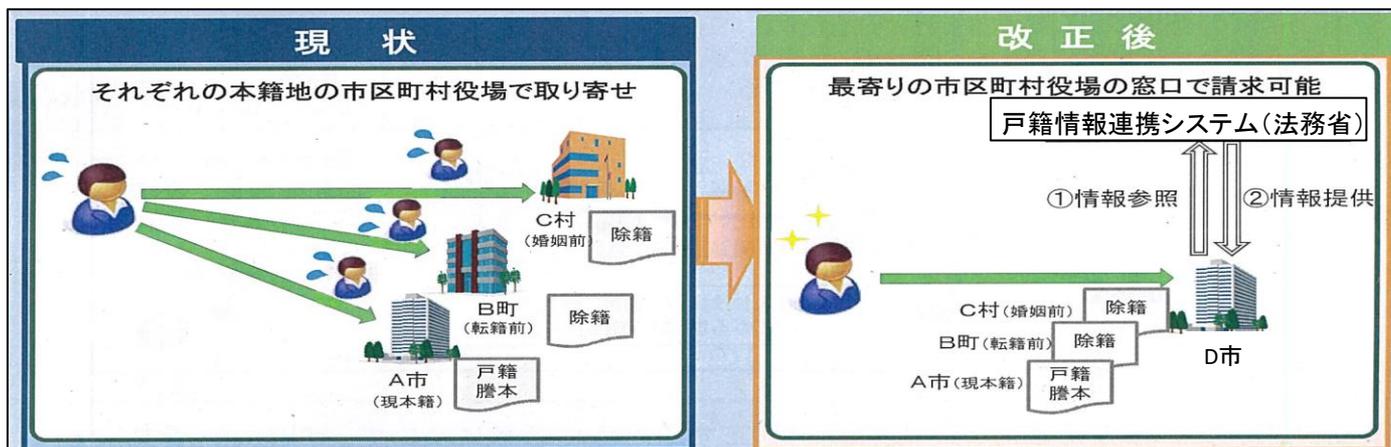
### (1) 内容

これまで本籍地市区町村でのみ交付可能であった戸籍謄本等が、本人又はその配偶者、直系尊属卑属の戸籍については、本籍地以外の市区町村の窓口でも交付が可能となる。

### (2) 手数料

戸籍謄本 1 通 4 5 0 円（現行の大津市本籍のものと同額）

除籍謄本 1 通 7 5 0 円（現行の大津市本籍のものと同額）



## 2 電子化された届書等の証明書交付・閲覧

(条例別表第9項第5号及び第6号)

### (1) 内容

これまで紙の届書原本をコピーして作成している届書の記載事項証明を、法施行日以降の届出は原則、届書をスキャンしたデータ（届書等情報）を出力して証明を作成し、交付・閲覧するように変更される。

### (2) 手数料

届書等情報の内容の証明書 1 通 3 5 0 円

届書等情報の内容を表示したものの閲覧 1 件 3 5 0 円

(いずれも現行の届書の記載事項証明と同額)

## 3 戸籍の記録事項を識別するための符号の発行

(条例別表第9項第7号及び第8号)

### (1) 内容

戸籍謄本等自体ではなく、該当の戸籍謄本等を識別する符号（パスワード）を発行できるようになる。符号は有効期間内なら何度でも利用でき、対応可能な行政機関等に対して符号通知書を提示すれば、利用者は戸籍謄本等の提出が不要となる。

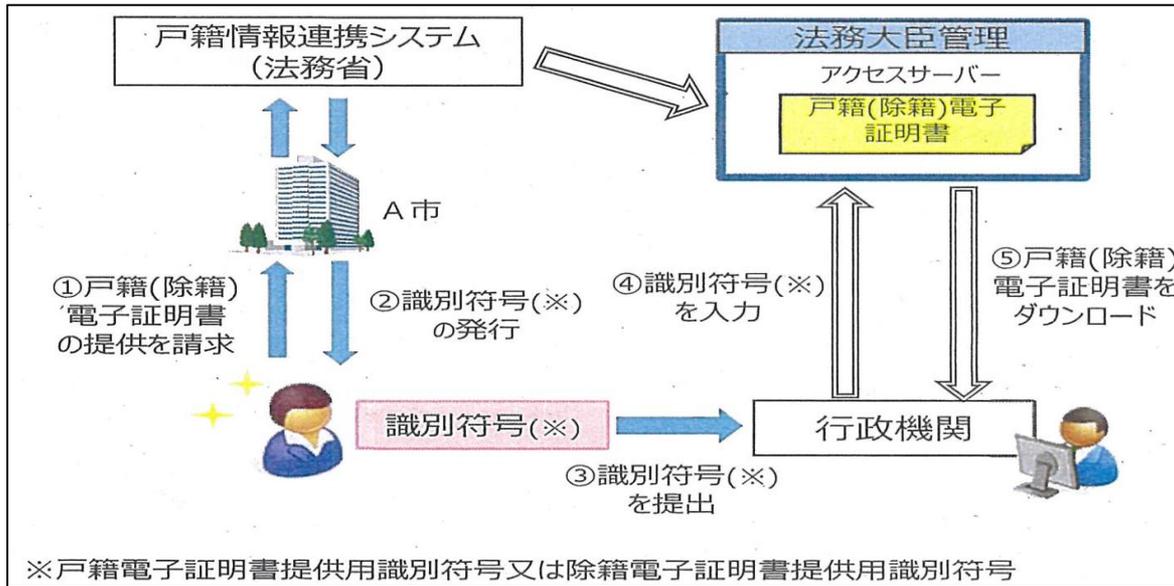
### (2) 手数料

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件 400円  
(通常の戸籍等は1通450円)

除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件 700円  
(通常の除籍等は1通750円)

※ただし、同一事項の戸籍（除籍）謄本等と同時に請求する場合、又は、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから請求し自動的に符号が発行される場合は、無料

## 3 戸籍の記録事項を識別するための符号の発行 (3) イメージ



戸籍電子証明書提供用識別符号通知書 例

本籍	滋賀県大津市〇〇町〇番	戸籍電子証明書提供用識別符号
筆頭者	□□ □□	
戸籍電子証明書提供用識別符号	1111-1111-1111-1111	
これは、戸籍電子証明書提供用識別符号である。 (戸籍法第120条の3第2項) 令和何年何月何日		
何市町村長氏名 職印		